

2-16-11 都市ガス事業者一覧表

事業者名	所在地	電話番号	供給区域	ガスの種類
東京ガス株式会社 宇都宮支社	宇都宮市 東宿郷 4-2-16	028-634-1911	宇都宮市 上三川町 真岡市 芳賀町 高根沢町	13A
足利ガス株式会社	足利市 錦町 27-1	0284-41-7191	足利市	13A
佐野ガス株式会社	佐野市 久保町 243	0283-22-6262	佐野市	13A
栃木ガス株式会社	栃木市 城内町 2-2-23	0282-22-2939	栃木市	13A
北日本ガス株式会社	小山市 花垣町 2-11-22	0285-22-3318	小山市 鹿沼市 下野市	13A
鬼怒川ガス株式会社	日光市 鬼怒川温泉滝 7	0288-77-1160	日光市	LPG

2-16-12 ダム施設現況一覧表

1 多目的ダム

(1) 国・水資源機構ダム

R2. 10月現在

ダム名等	河川名	位置	集水面積 km ²	湛水面積 km ²	総貯水量 千m ³	有効貯水量 千m ³	ダム型式	堤高 m	堤長 m	堤体積 m ³	管理者 操作員
五十里ダム	利根川水系 男鹿川	日光市 川治温泉 川治	271.2 (湯西川 含む)	3.10	55,000	46,000	重力式 コンクリートダム	112.0	267.0	468,000	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長
川俣ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 川俣	179.4	2.59	87,600	73,100	アーチ式 コンクリートダム	117.0	131.0	167,500	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長
川治ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 川治温泉 川治	323.6 (川俣 含む)	2.20	83,000	76,000	アーチ式 コンクリートダム	140.0	320.0	700,000	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長
草木ダム	利根川水系 渡良瀬川	群馬県 みどり 市 東町	254.0	1.70	60,500	50,500	重力式 コンクリートダム	140.0	405.0	1,321,000	水資源機構 草木ダム 管理所長
渡良瀬貯水池	利根川水系 渡良瀬川	栃木市 藤岡町 野木町	8,588	4.50	26,400	26,400	掘込式貯水池、堰	—	9.2	—	国土交通省 利根川上流河川事 務所
湯西川ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 湯西川	102.0	1.98	75,000	72,000	重力式 コンクリートダム	119.0	320.0	1,060,000	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長

(2) 県のダム

ダム名等	河川名	位置	集水面積 km ²	湛水面積 km ²	総貯水量 千m ³	有効貯水量 千m ³	ダム型式	堤高 m	堤長 m	堤体積 m ³	管理者 操作員
深山ダム	那珂川水系 那珂川	那須 塩原市 百村深 山	66.4 (内間接 13.5)	0.97	25,800	20,900	表面アスファルト 遮水壁型 ロックフィルダム	75.5	333.8	1,967,000	栃木県 那須広域ダム 管理支所長
板室ダム	那珂川水系 那珂川	那須塩 原市板 室 程久保	85.0	0.048	260	170	重力式 コンクリートダム	16.8	76.0	10,800	栃木県 那須広域ダム 管理支所長
中禅寺ダム	利根川水系 大谷川	日光市 中宮祠	125.0	11.40	25,100	22,800	重力式 コンクリートダム	6.4	25.1	1,886	栃木県日光土木事 務所長
西荒川ダム	那珂川水系 西荒川	塩谷郡 塩谷町 上寺島	24.8	0.28	4,300	3,500	重力式 コンクリートダム	43.5	116.0	41,000	栃木県矢板土木事 務所長
塩原ダム	那珂川水系 箒川	那須 塩原市 金沢	119.5	0.41	8,760	5,760	重力式 コンクリートダム	60.0	240.0	115,000	栃木県矢板土木事 務所長
寺山ダム	那珂川水系 宮川	矢板市 長井	11.5	0.16	2,555	2,155	センターコア型 ロックフィルダム	62.2	260.0	1,350,000	栃木県矢板土木事 務所長
東荒川ダム	那珂川水系 荒川	塩谷郡 塩谷町 上寺島	21.0 (内間接 7.0)	0.37	6,100	5,330	重力式 コンクリートダム	70.0	276.0	210,000	栃木県矢板土木事 務所長
松田川ダム	利根川水系 松田川	足利市 松田町	4.0	0.113	1,900	1,800	重力式 コンクリートダム	56.0	228.0	166,400	栃木県安足土木事 務所長
三河沢ダム	利根川水系 三河沢川	日光市 湯西川	13.9	0.075	899	829	重力式 コンクリートダム	48.5	97.5	57,500	栃木県日光土木事 務所長

2 発電専用ダム

ダム名等	河川名	位置	集水面積 km ²	湛水面積 km ²	総貯水量 千m ³	有効貯水量 千m ³	ダム型式	堤高 m	堤長 m	堤体積 m ³	管理者 操作員
小網ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 藤原 小網	606.05	0.10	627	260	重力式 コンクリートダム	23.5	128.0	20,134	栃木県 今市発電管理 事務所長
庚申ダム	利根川水系 庚申川	日光市 足尾町	149.2(内間接 123.40)	0.020	195	124	重力式 コンクリートダム	29.0	55.9	12,750	栃木県 今市発電管理 事務所長
土呂部ダム	利根川水系 土呂部川	日光市 土呂部	199.00 (間接 179.40)	0.043	225	130	重力式 コンクリートダム	21.6	56.0	7,582	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
浜子ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 藤原	350.56	—	—	—	重力式 コンクリートダム	6.3	28.0	578	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
黒部ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 黒部	267.25	0.079	2,366	1,160	重力式 コンクリートダム	28.7	150.0	81,000	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
逆川ダム	利根川水系 逆川	日光市 鬼怒川 温泉滝	277.00 (内間接 273.50)	0.016	92	92	アースダム	18.2	121.2	71,600	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
西古屋ダム	利根川水系 白石川	塩谷郡 塩谷町 船生西古屋	286.25 (内間接 277.00)	0.077	547	400	重力式 コンクリートダム	21.5	189.7	16,260	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
中岩ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 高德	697.01	0.13	1,488	171	重力式 コンクリートダム	26.3	107.9	11,503	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
栗山ダム	利根川水系 ネベ沢川	日光市 佐下部 平田ヶ 嶽	0.90	0.32	7,070	6,200	センターコア型 ロックフィルダム	97.5	340.0	2,517,000	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
今市ダム	利根川水系 砥川	日光市 佐下部 東又	14.80	0.38	9,100	6,200	重力式 コンクリートダム	75.5	177.0	192,000	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
箒川ダム	那珂川水系 箒川	那須 塩原市 下塩原	108.80	0.030	88	75	重力式 コンクリートダム	11.1	59.5	2,221	東京電力HD(株) 那須野 事業所長
八汐ダム	那珂川水系 鍋有沢川	那須 塩原市 百村	2.00	0.47	11,900	7,600	アスファルト表面 遮水壁式 フィルダム	90.5	263.0	2,109,000	東京電力HD(株) 那須野 事業所長
蛇尾川ダム	利根川水系 小蛇尾川	那須 塩原市 百村	24.20	0.32	10,500	7,600	重力式 コンクリートダム	104.0	273.0	590,000	東京電力HD(株) 那須野 事業所長
沼原ダム	那珂川水系 那珂川	那須 塩原市 板室	—	0.18	4,336	4,220	表面アスファルト 遮水壁型 フィルダム	38.0	1,597.0	1,260	電源開発(株) 沼原発電所長

3 その他の農業用ダム

2-9-1 農業用ダム・排水機場一覧表のとおり

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 電力及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 住民への停電情報等の周知

（重要施設の優先復旧）

第5条 甲は、第3条1項で定めた重要施設の早期復旧を基本に優先復旧順位を決定し、乙に早期復旧及び電源車配備の要請を行う。

2 前項にて要請を受けた乙は、重要施設の早期復旧に努め復旧見込み等を確認のうえ、乙の本
社災害対策本部へ電源車配備を要請する。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施
設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えい
してはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効
期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、
この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後
も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとし
る。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県
知事

乙 栃木県宇都宮市馬場通り1丁目1番11号
東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社
総支社長

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 通信及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 指定避難所等への通信手段の確保
- 4 住民への通信中断情報等の周知

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事

乙 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目3番27号
東日本電信電話株式会社
埼玉事業部 栃木支店
支店長

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 通信及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 指定避難所等への通信手段の確保
- 4 住民への通信中断情報等の周知

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事

乙 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番3号
株式会社NTTドコモ 栃木支店
支店長

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は乙の供給する都市ガス（以下「都市ガス」という。）の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における都市ガスの早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報等住民の避難に関連する情報を提供
- 2 乙は甲に対し、供給停止の発生状況や復旧見込等、都市ガスに関連する情報を提供
- 3 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における都市ガスの早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 都市ガス及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 住民への都市ガスに関する情報等の周知

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た相手方の秘密情報（知りえた状況から秘密であることが合理的に推認される情報を含む。）を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事

乙 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目2番16号
東京ガス株式会社 宇都宮支社
支社長

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

栃木県（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月3日に締結した「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第9条（予防伐採）を除き、「栃木県災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、道路法（昭和27年法律第180号）及び林道規程に基づき甲が管理している国道、県道及び林道とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第4条 甲は啓開作業、乙は復旧作業を行うことを原則とする。

- 2 乙は、停電復旧（応急措置を含む。）を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 3 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 4 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 5 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 6 第2項又は第4項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。
- 7 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得な

い場合に限り、甲又は乙は第2項又は第4項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

- 8 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲乙の相互協力により、除去等を行う。
- 9 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、できる限り速やかに乙の技術員を派遣する。

(費用負担)

第5条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

- 2 前条第3項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 4 前条第5項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用することができる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(予防伐採)

第9条 甲及び乙は、大規模災害に備え、電力設備への被害が想定される箇所について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携して計画的に予防伐採を実施する。

2 予防伐採の実施に関し必要となる事項については、甲乙協議の上、書面により定める。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月17日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県

知事 福田 富一

乙 栃木県宇都宮市馬場通り1丁目1番11号

東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社

総支社長 瀬戸 晴彦

災害時における通信復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

栃木県（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年7月3日に締結した「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、通信復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第9条（予防伐採）を除き、「栃木県災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、道路法（昭和27年法律第180号）及び林道規程に基づき甲が管理している国道、県道及び林道とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第4条 甲は啓開作業、乙は復旧作業を行うことを原則とする。

- 2 乙は、通信復旧（応急措置を含む。）を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 3 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 4 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 5 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 6 第2項又は第4項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等を行うことができる。ただし、作業の実施後、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。
- 7 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得な

い場合に限り、甲又は乙は第2項又は第4項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

- 8 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、通信線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲乙の相互協力により、除去等を行う。
- 9 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、できる限り速やかに乙の技術員を派遣する。

(費用負担)

第5条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

- 2 前条第3項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 4 前条第5項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用することができる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間通信障害発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(予防伐採)

第9条 甲及び乙は、大規模災害に備え、通信設備への被害が想定される箇所について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携して計画的に予防伐採を実施する。

2 予防伐採の実施に関し必要となる事項については、甲乙協議の上、書面により定める。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月17日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目3番27号
東日本電信電話株式会社
埼玉事業部 栃木支店
支店長 小林 博文

2-17-1 市町別鉱山・岩石採取場・砂利採取場一覧

市町名	稼働鉱山数 (R2.12.31現在)	岩石採取場数 (R4.6.30現在)	砂利採取場数 (R4.6.30現在)
宇都宮市	1	7(内大谷石5)	7
足利市	3	1	
栃木市	5	9	7
佐野市	12	3	
鹿沼市	5	6	3
日光市	2	1	3
小山市			1
真岡市	1	1	5
大田原市		1	
矢板市			
那須塩原市			14
さくら市			
那須烏山市			
下野市			1
上三川町			2
益子町		2	
茂木町			
市貝町			
芳賀町			
壬生町			1
野木町			
塩谷町		2	
高根沢町			
那須町		5(内芦野石5)	2
那珂川町		1	
	29	39	46

那須岳火山防災協議会設置運営要綱

(目的)

第1条 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）

第4条第1項の規定に基づき、那須岳における火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、栃木県及び福島県並びに那須塩原市、那須町、下郷町及び西郷村が共同で那須岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、那須岳火山防災対策に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 那須岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 栃木県及び福島県の都道府県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 栃木県那須塩原市及び那須町並びに福島県下郷町及び西郷村の市町村防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合における避難情報の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

第3条 協議会の委員は、活火山法第4条第1項の規定に基づき、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名を置き、那須町長をもって充てる。
- 3 協議会に副会長1名を置き、那須塩原市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 協議会に監事2名を置き、那須町観光協会会長及び黒磯観光協会会長をもって充てる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 会長は、緊急の必要により協議会を開催できないとき又は軽微な協議事項に関する協議を行うときは、協議会を開催せず、書面によって協議を行うことができる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会運営費)

第6条 協議会の運営に関する経費は、関係する県及び市町村の負担金をもって充てる。

2 前項の負担金を負担する県及び市町村並びに負担金の額は、協議会で定める。

3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(コアグループ会議)

第7条 協議会の下に、第2条に掲げる協議事項に係る技術的検討を行うため、機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議の委員は、別表2に掲げる機関で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の機関を出席させることができる。

3 コアグループ会議は、所掌事項に関する協議が必要とされる場合に、必要に応じて開催するものとする。

4 コアグループ会議に幹事長1名、副幹事長2名を置く。

5 コアグループ会議の幹事長は、那須町総務課長をもって充てる。

6 副幹事長は、コアグループ会議の委員の中から幹事長が指名する。

7 コアグループ会議は、幹事長が招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第8条 会長は、協議会の下に特別な事項について専門的に研究するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会、コアグループ会議及び専門部会の庶務を処理するため、事務局を栃木県危機管理課及び那須町総務課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会、コアグループ会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

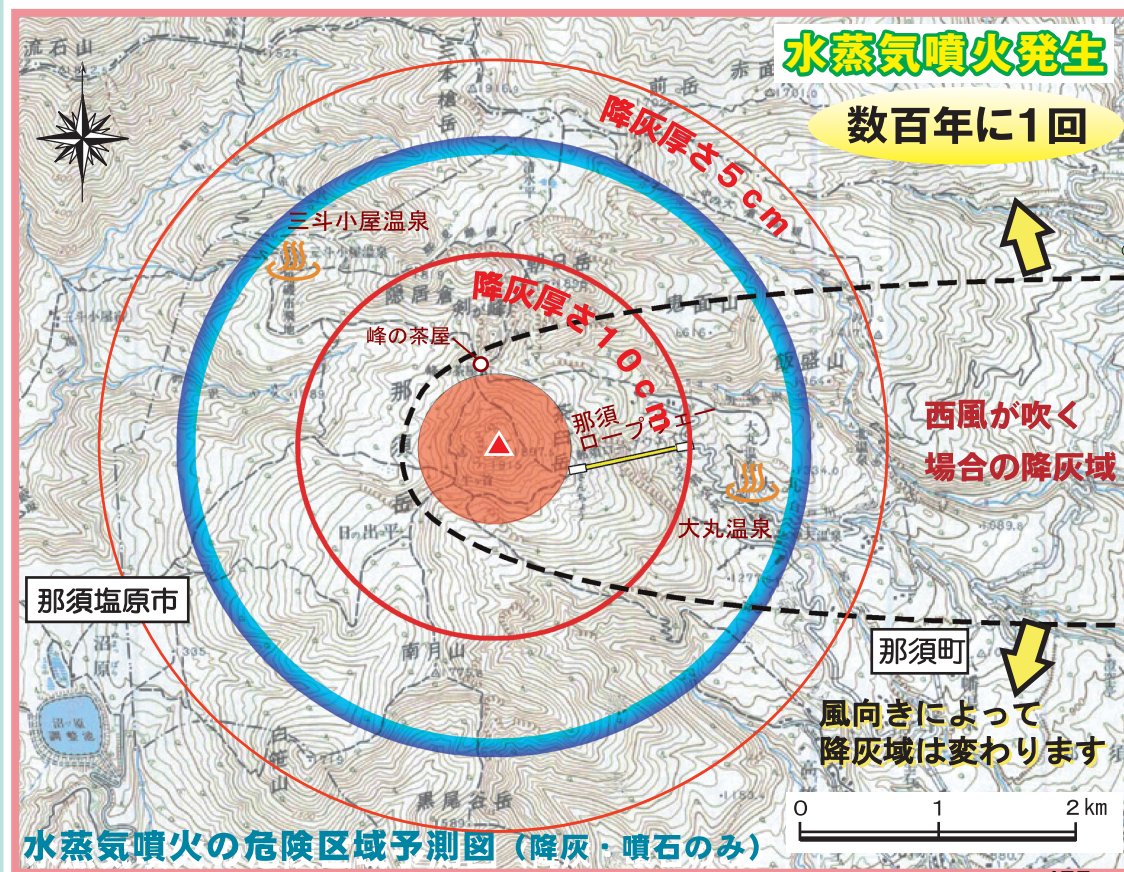
附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

那須岳 火山防災マップ(一般用)



現在は静穏な那須岳も、いつかは噴火すると考えられている活火山です。

火山噴火は大きな災害を起こすような自然現象ですが、噴火の前兆現象をとらえることも可能です。

必要な情報を入手し、落ち着いた行動をとれば、災害を軽減することができます。



那須のいたずら九尾狐
©2013きゅーびー 21388

前兆現象 (結局噴火に至らない) こともあります

- 噴気異常
- 地鳴り
- 地震の多発
- 温泉の変化
- 泥水噴出

終息 小さな水蒸気噴火だけで活動が収まることもあります

凡例

- 噴火発生場所 (山頂部)
- 降灰範囲 (赤線は、風下での厚さ)
- 噴石到達範囲
- 溶岩流到達範囲
- 火砕流到達範囲 (熱風を含む)
- 火砕流流下に伴う融雪型泥流到達範囲 (積雪期に発生)

各現象について、可能性のある全ての方向について到達範囲を示しています。**したがって、図に示した全ての現象が一度に発生するわけではありません。**

登山をされる方へ
「防災情報配信サービス」
(メール配信サービス)のご案内

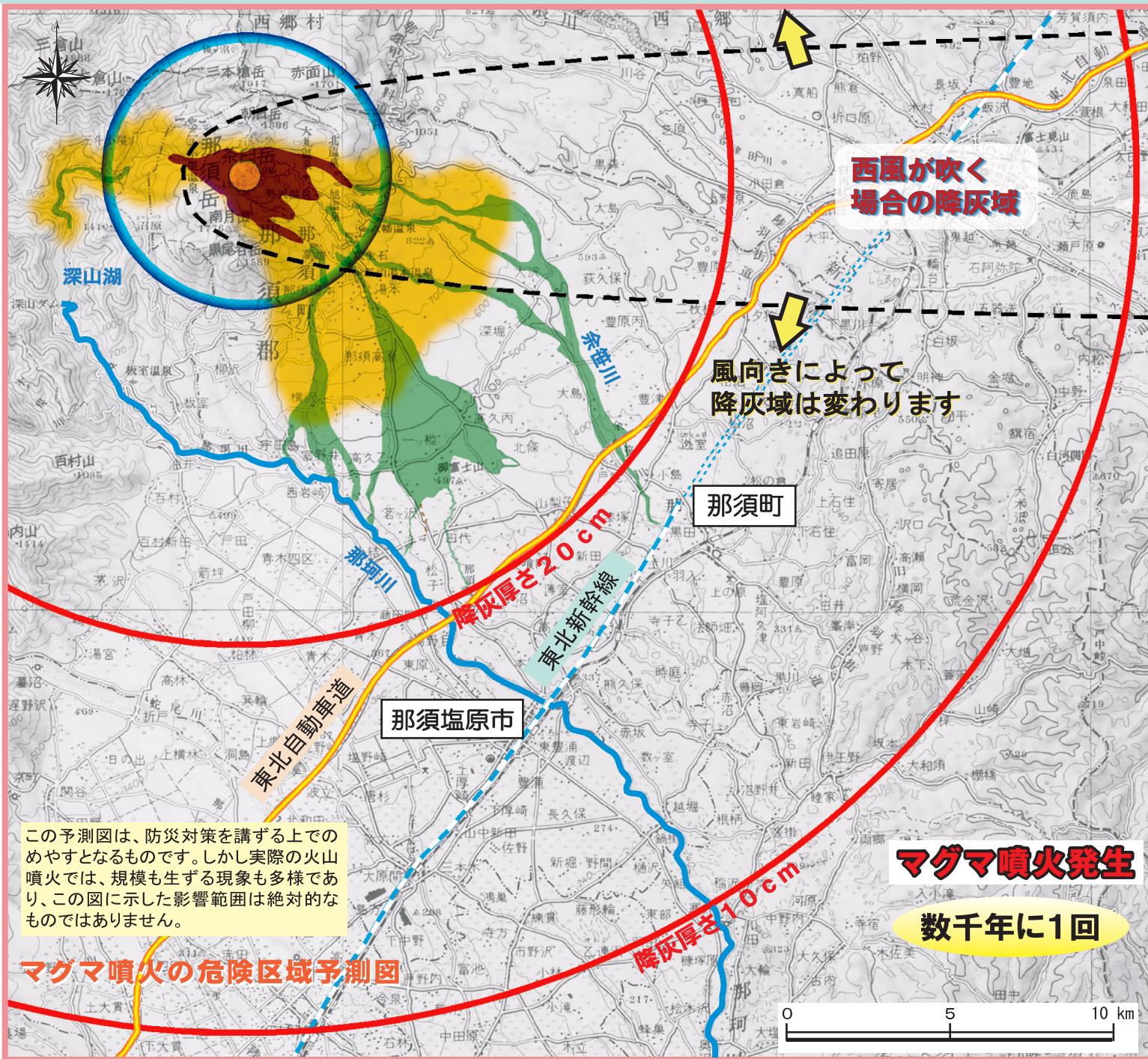
	
栃木県防災メール	那須塩原市みるメール
	那須町安全安心メール
登録方法等は、各機関HP(ホームページ)を確認ください。	

火山災害啓発映像(内閣府HP)
～火山災害から命を守るために～

	
警戒すべき現象	登山者の安全対策

那須岳の火山活動状況(気象庁HP)

	火山登山者向けの 情報提供ページ (気象庁)
---	------------------------------



この予測図は、防災対策を講ずるためのめやすとなるものです。しかし実際の火山噴火では、規模も生ずる現象も多様であり、この図に示した影響範囲は絶対的なものではありません。

マグマ噴火の危険区域予測図

火山噴火現象の到達時間 (マグマ噴火の場合)

- 噴石**
湯本地区まで1分程度
- 降灰**
那須塩原・那須市街地まで10分程度
- 火砕流の熱風**
到達限界(7km)まで5分以内
- 融雪型泥流**
広谷地、りんどう湖付近まで10分程度
- 溶岩流**
到達限界(3km)まで1~2時間程度

情報の提供・お問い合わせなど

緊急時の連絡先

警察署 110 消防署 119

那須塩原市役所 (危機管理室)	那須町役場 (代表)
(0287) 62-7150	(0287) 72-6901

宇都宮地方気象台
(028) 633-2767

2-18-3 日光白根山火山防災協議会設置要綱

(目的)

第1条 日光白根山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、日光白根山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に栃木県、日光市、群馬県、沼田市、片品村が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 日光白根山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 栃木県及び群馬県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 栃木県日光市及び群馬県沼田市並びに片品村の市村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 防災訓練等の活動及び防災意識の啓発活動に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

(組織)

第4条 協議会に会長を1名置く。会長は、別表1中の第1号に掲げる者の協議により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- 2 会長は会務を総理する。また、会長が必要と認める場合には構成機関以外の者を協議会に出席させ、助言等を求めることができる。
- 3 協議会に副会長を置く。副会長は会長が指名し、任期は原則1年とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときに招集し、議事進行は会長が務めるものとする。

- 2 協議会の出席者は第3条の別表1に掲げる者とする。ただし、噴火時等、臨時に開催する場合はこの限りではない。
- 3 協議会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会議に付すべき議事のうち会長が必要と認めた議事は、協議会の構成員からの書面又は電磁的記録による意思表示により決議できるものとする。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、会議を招集する余裕がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに会議に報告をするものとする。

(協議会の負担金)

第7条 協議会を円滑に運営するため、必要に応じて別表1中の第1号に掲げる者から負担金を徴収する。

2 負担金の額は、協議会で定める。

(コアグループ会議)

第8条 協議会の下に、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議は別表2に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の者を出席させることができる。

3 所掌事項に関する協議が必要とされる場合には、必要に応じコアグループ会議を開催するものとする。

(専門部会)

第9条 協議会の下に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を置く。事務局は、栃木県危機管理防災局危機管理課及び群馬県総務部危機管理課に交互に置き、期間は1年を基本とし両者協議によって決定する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は平成26年3月27日から適用する。

附則

この要綱は平成28年3月30日から適用する。

附則

この要綱は平成29年10月13日から適用する。

附則

この要綱は令和元年12月26日から適用する。

附則

この要綱は令和2年9月29日から適用する。

附則

この要綱は令和3年3月26日から適用する。

附則

この要綱は令和4年3月28日から適用する。

附則

この要綱は令和5年9月25日から適用する。

【別表1】協議会構成員（第3条関係）

区分 (法第4条第2項中 該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県 (第1号)	栃木県	知事	
	群馬県	知事	
市町村 (第1号)	栃木県日光市	市長	
	群馬県沼田市	市長	
	群馬県利根郡片品村	村長	
地方气象台等 (第2号)	気象庁東京管区气象台気象防災部	部長	
	気象庁宇都宮地方气象台	台長	
	気象庁前橋地方气象台	台長	
地方整備局 (第3号)	国土交通省関東地方整備局	局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第12旅団	旅団長	
	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	大隊長	
警察 (第5号)	栃木県警察本部	本部長	
	群馬県警察本部	本部長	
消防 (第6号)	日光市消防本部	消防長	
	利根沼田広域消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	宇都宮大学	名誉教授 中村洋一	
	放送大学栃木学習センター(宇都宮大学)	所長(名誉教授) 伊東明彦	
	東京大学	准教授 堀田紀文	
その他 (第8号)	関東森林管理局日光森林管理署	署長	
	関東森林管理局利根沼田森林管理署	署長	
	環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所	所長	
	国土地理院関東地方測量部	部長	
	群馬県警察本部警備部	危機管理対策統括官	
	群馬県沼田警察署	署長	
	(一社)日光市観光協会	会長	
	(一社)沼田市観光協会	会長	
	利根町観光協会	会長	
	(一社)片品村観光協会	局長	
	日本製紙総合開発(株)丸沼高原事業部	事業部長	
(株)丸沼	取締役統括部長		

【別表2】コアグループ会議構成表（第8条関係）

区分	機関名
市村	栃木県日光市
	群馬県沼田市
	群馬県利根郡片品村
栃木県	栃木県危機管理防災局危機管理課
	栃木県県土整備部砂防水資源課
	栃木県県土整備部日光土木事務所
群馬県	群馬県総務部危機管理課
	群馬県県土整備部砂防課
	群馬県県土整備部沼田土木事務所
国	国土交通省関東地方整備局防災室
	国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	気象庁東京管区气象台
	気象庁宇都宮地方气象台
	気象庁前橋地方气象台
火山専門家	宇都宮大学 名誉教授 中村洋一
	放送大学栃木学習センター 所長（宇都宮大学 名誉教授） 伊東明彦
	東京大学 准教授 堀田紀文

【別表3】「具体的な避難計画」検討専門部会構成表（第9条関係）

区分	機関名
市村	栃木県日光市総務課
	日光市消防本部
	群馬県沼田市地域安全課
	群馬県利根郡片品村総務課
	利根沼田広域消防本部
栃木県	栃木県危機管理防災局危機管理課
	栃木県県土整備部砂防水資源課
	栃木県県土整備部日光土木事務所
	栃木県環境森林部県西環境森林事務所
	栃木県警察本部警備部警備第二課
	日光警察署
群馬県	群馬県総務部危機管理課
	群馬県県土整備部砂防課
	群馬県県土整備部沼田土木事務所
	群馬県警察本部警備部警備第二課
	沼田警察署
国	国土交通省関東地方整備局防災室
	国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
	国土地理院関東地方測量部防災課
	関東森林管理局日光森林管理署
	関東森林管理局利根沼田森林管理署
	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
	陸上自衛隊第12旅団司令部第2部
	気象庁東京管区气象台
	気象庁宇都宮地方气象台
	気象庁前橋地方气象台
火山専門家	宇都宮大学 名誉教授 中村洋一
	放送大学栃木学習センター 所長（宇都宮大学 名誉教授） 伊東明彦
	東京大学 准教授 堀田紀文
関係機関	（一社）日光市観光協会
	（一社）沼田市観光協会
	利根町観光協会
	（一社）片品村観光協会
	日本製紙総合開発（株）丸沼高原事業部
	（株）丸沼

那須岳火山監視システムの観測データのうち、監視カメラ画像と雨量情報については、栃木県のwebサイト（リアルタイム雨量 河川水位観測情報 ※）で一般に公開されている。また、振動計・空振計の観測データは、インターネット回線を利用し、気象台および宇都宮大学へ提供している。



図 1-20 監視カメラ画像の配信状況

※) <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/index.asp>

那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画における砂防部局と関係機関名

	所 属 ・ 職 名
砂防部局	関東地方整備局 河川部
	東北地方整備局 河川部地域河川課
	北陸地方整備局 河川部河川計画課
	関東地方整備局 日光砂防事務所
	栃木県県土整備部 砂防水資源課
	栃木県 大田原土木事務所
	福島県土木部 砂防課
	国土技術政策総合研究所
	国立研究開発法人 土木研究所土砂管理研究グループ
関係機関	気象庁 地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター
	仙台管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センター
	宇都宮地方気象台
	福島地方気象台
	国立研究開発法人 防災科学技術研究所
	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質情報研究部門
	林野庁関東森林管理局 塩那森林管理署
	林野庁関東森林管理局 福島森林管理署白河支署
	栃木県県民生活部 危機管理課
	福島県危機管理部 災害対策課
	栃木県那須町
	栃木県那須塩原市
	福島県白河市
	福島県下郷町
	福島県西郷村
	環境省 関東地方環境事務所 日光国立公園管理事務所 那須管理官事務所
	栃木県環境森林部 環境森林政策課
	栃木県環境森林部 森林整備課
	福島県農林水産部 森林保全課
	宮内庁那須御用邸管理事務所

那 須 岳

火山噴火緊急減災対策砂防計画

(計画編)

令和3年3月

栃 木 県 県 土 整 備 部 砂 防 水 資 源 課
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 日 光 砂 防 事 務 所

はじめに

那須岳（茶臼岳）は、現在も噴気活動が続いており、歴史時代には1410（応永17）年の噴火時に火砕流による融雪泥流が発生し180余人の死者が出たという記録が残っている。近年も1977(昭和52)年及び1985(昭和60)年から1986(昭和61)年にかけて微小地震活動が発生している。気象庁が2009（平成21）年に公表した「中長期的な噴火の可能性の評価について」において火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として47火山が選定された。このうち、那須岳は近年噴火活動を繰り返している23火山に含まれている。なお、2014（平成26）年11月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」においてとりまとめられた「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」により、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山は3火山が追加され計50火山となった。

那須岳における火山防災体制としては、平成5年から栃木県、旧黒磯市（現那須塩原市）及び那須町が事務局を務める防災関係の委員会（現那須岳火山防災協議会）が設置され、平成14年に那須岳火山の監視体制や住民避難等に関する「那須岳火山防災ハンドブック」を作成（平成22年3月改訂）するなどの活動が継続されている。

栃木県は那須岳の火山噴火に伴う土砂災害に対して、「火山砂防基本計画（案）」：1995（平成7）～1996（平成8）年度に基づいて、火山砂防事業と火山噴火警戒避難対策事業を進めている。しかし想定される土砂移動は大規模で、影響が及ぶと想定される全溪流に対して、目標とする砂防設備等の整備を完了するまでには、長期間かつ莫大な費用を要する。

那須岳はいつ火山活動が活発化するのか予測が困難であり、火山砂防設備等の整備途中において噴火が発生すると地域住民の生命・財産に多大な影響を与えるとともに重要交通網にも波及する可能性があることから東北日本の経済活動へも多大な影響を与える。そこで、これらの保全対象への被害や影響を可能な限り軽減するための具体的かつ緊急的に対応可能な減災対策を考えておく必要がある。

そこで、平成23年9月から平成25年3月まで1年半をかけ、学識者および行政担当者からなる那須岳火山噴火減災対策砂防計画検討委員会（委員長：石川芳治東京農工大学教授）を設置して、火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン（平成19年4月 国土交通省砂防部）に基づいた検討を行い、本計画をとりまとめた。

なお、緊急減災対策砂防計画の実効性を高めるためには、平常時からの準備事項の整理、砂防施設の整備状況、技術進歩、社会情勢の変化等に応じ適宜計画を見直していくことが重要である。

平成25年10月

栃木県 県土整備部 砂防水資源課
国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所

第1回更新 令和3年3月

栃木県 県土整備部 砂防水資源課
国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所

基本理念・計画の基本

【 那須岳における火山噴火緊急減災対策砂防計画の基本理念 】

- ① 栃木県、福島県ならびに国土交通省は、那須岳の火山噴火に伴う泥流氾濫などから、人的被害を防止するとともに、財産・公共施設等の地域の被害を軽減する。
- ② 火山砂防事業によるハード、ソフト両面からなる基本対策を進めつつ、噴火時の影響を軽減するため、緊急減災対策を適切に実施できるよう計画を策定する。
- ③ 火山砂防の整備にあたっては、地域および関係機関との連携を強化し、相互支援・連携により、上記①の目的を達成できるよう具体的な方策を立案する。

【 那須岳における火山噴火緊急減災対策砂防計画の基本 】

基本事項

砂防部局として実現可能な「緊急減災対策」を計画する。関係機関と連携して相互の役割分担を設定する。

対象火山

那須火山群のうち、最近 3,000 年間で火山噴火している唯一の活火山である那須岳（別名：茶臼岳）を対象火山と設定する。

検討体制

那須岳火山噴火減災対策砂防計画検討委員会にて検討を進めるとともに、那須岳火山防災協議会と相互に連携、情報共有をはかる。

効果評価

- ・緊急ハード対策：二次元氾濫シミュレーションによる対策実施前後の氾濫面積の変化、対策による土砂捕捉効果、資産被害の変化などで対策実施の有効性を確認する。
- ・緊急ソフト対策：関係機関間の連携による防災体制の強化を目標とする。

実効性の確保

緊急時の関係機関の役割の明確化と課題の抽出をはかる。防災訓練等を実施し、緊急時の対応をより現実的なものへと改善するため、PDCAサイクルを適用する。

実効性の向上、継続性の確保

那須岳火山防災協議会（事務局：那須町）と連携して、実践的で継続的な火山防災・減災のための活動を進める体制を整え、これを実施する。

那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画における砂防部局と関係機関名

	所 属 ・ 職 名
砂防部局	関東地方整備局 河川部
	東北地方整備局 河川部地域河川課
	北陸地方整備局 河川部河川計画課
	関東地方整備局 日光砂防事務所
	栃木県県土整備部 砂防水資源課
	栃木県 大田原土木事務所
	福島県土木部 砂防課
	国土技術政策総合研究所
	国立研究開発法人 土木研究所土砂管理研究グループ
関係機関	気象庁 地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター
	仙台管区气象台気象防災部地域火山監視・警報センター
	宇都宮地方气象台
	福島地方气象台
	国立研究開発法人 防災科学技術研究所
	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質情報研究部門
	林野庁関東森林管理局 塩那森林管理署
	林野庁関東森林管理局 福島森林管理署白河支署
	栃木県県民生活部 危機管理課
	福島県危機管理部 災害対策課
	栃木県那須町
	栃木県那須塩原市
	福島県白河市
	福島県下郷町
	福島県西郷村
	環境省 関東地方環境事務所 日光国立公園管理事務所 那須管理官事務所
	栃木県環境森林部 環境森林政策課
	栃木県環境森林部 森林整備課
	福島県農林水産部 森林保全課
	宮内庁那須御用邸管理事務所

那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画【計画編】

目次

第1章 那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定にあたって.....	計-1
第2章 那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画の方針.....	計-3
2.1 計画の目的と内容.....	計-3
2.2 緊急減災対策砂防計画で想定する現象と規模.....	計-5
2.3 想定される被害.....	計-11
2.4 緊急減災対策の基本方針.....	計-14
2.5 緊急減災対策の対象区域と溪流.....	計-16
2.6 緊急減災対策の実施タイミング.....	計-20
2.7 噴火シナリオに応じた対策可能箇所の設定.....	計-25
第3章 緊急調査.....	計-28
3.1 実施方針.....	計-28
3.2 調査項目.....	計-30
3.3 調査実施体制と役割分担.....	計-45
3.4 安全対策.....	計-47
第4章 緊急ソフト対策.....	計-60
4.1 実施方針.....	計-60
4.2 住民避難支援のための情報提供.....	計-62
4.3 火山・土砂移動の監視観測機器の配置.....	計-64
4.4 情報通信網の整備.....	計-68
第5章 緊急ハード対策.....	計-71
5.1 実施方針.....	計-71
5.2 被害想定箇所と施工優先度.....	計-72
5.3 対策工の構造.....	計-83
5.4 施工可能期間の設定.....	計-87
5.5 施設配置.....	計-89
5.6 対応可能な対策規模.....	計-93
5.7 緊急ハード対策工事の安全確保の支援.....	計-97
第6章 平常時からの準備事項.....	計-98
6.1 緊急調査に関する準備事項.....	計-98
6.2 緊急ソフト対策に関する準備事項.....	計-100
6.3 緊急ハード対策に関する準備事項.....	計-101
6.4 実施体制を確保するための準備事項.....	計-102
6.5 情報共有.....	計-104

第1章 那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定にあたって

本計画は令和3年2月時点の火山活動状況、社会環境や砂防施設の整備状況を基に検討したものである。今後は砂防施設整備の進捗、社会・自然環境の変化や新たな科学技術の進歩・知見を踏まえ継続的に見直し・改善を図ることとする。その手法としてPDCAサイクルを適用する。

【解説】

火山災害は風水害などの自然災害に比べ、頻繁には発生しないこと、また土砂災害の種類、発生時期、場所の予測も困難である。したがって平常時から基本対策の整備を進めるとともに緊急時のオペレーション能力の向上を図る必要がある。

本計画是那須岳の噴火活動が活発化したときに、現時点で実行できる対策を、砂防施設の整備現況や、社会情勢などを前提に、被害を可能な限り軽減（減災）するための緊急ハード・緊急ソフトからなる緊急的な対策をとりまとめたものであり、平成25年10月に策定された。さらに令和3年3月には、近県での火山噴火や計画策定から5年以上が経過したことから砂防施設整備の進捗等や他火山の対策事例を踏まえ計画の更新を行った。

本計画は火山防災に関する知識や経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のもので、適宜修正を加えておく必要がある。また、火山活動の推移は想定どおりに進まないことがあり、火山活動の状況変化への臨機応変な対応に加えて、市町村や関係機関との緊密な連携によって防災対策を実施するため、社会情勢や組織の変化に合わせて更新することも重要である。

PDCAサイクルは、計画策定（Plan）後に計画項目を実施・実行し（Do）、適切な体制によってその結果を点検・評価し（Check）、その結果に基づいて計画を処置・改善して計画を見直す（Act）行為を繰り返して、計画そのものをスパイラルアップするもので、本計画の更新・修正には最適である。

本計画の更新・修正に係る項目等を検討する体制として、砂防部局ならびに関係機関等で構成される「那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画ワーキンググループ」を設置する。

那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画ワーキンググループ 構成

- ・ 宇都宮大学教授（アドバイザー）
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所
- ・ 栃木県県土整備部砂防水資源課
- ・ 福島県土木部砂防課
- ・ 大田原土木事務所
- ・ 宇都宮地方气象台
- ・ 那須町
- ・ 那須塩原市

その他必要に応じ適宜追加する。

第2章 那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画の方針

2.1 計画の目的と内容

那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画は、規模や発生時期の予測が難しい火山噴火に伴って発生する土砂災害*に対して、緊急ハード対策と緊急ソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効率的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することを目的とする。

【解説】

那須岳（茶臼岳）は、現在も噴気活動を行っている活火山である。歴史時代には1410（応永17）年の噴火では火砕流による融雪泥流が発生し180余人の死者が生じた記録が残っている。近年も1977(昭和52)年及び1985(昭和60)年から1986(昭和61)年にかけて微小地震活動が発生している。

気象庁が2009年（平成21）に公表した「中長期的な噴火の可能性の評価について」において火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として那須岳を含む47火山が選定された。このうち、那須岳は近年噴火活動を繰り返している23火山に含まれている。なお、2014（平成26）年11月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」においてとりまとめられた「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」により、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山は3火山が追加され計50火山となった。

栃木県は那須岳の火山噴火に伴う土砂災害に対して、「火山砂防基本計画（案）」：1995（平成7）～1996（平成8）年度に基づいて、火山砂防事業と火山噴火警戒避難対策事業を進めている。しかし想定される土砂移動は大規模で、影響が及ぶと想定される全溪流に対して、目標とする砂防設備等の整備を完了するまでには、長期間かつ莫大な費用を要する。

那須岳はいつ火山活動が活発化するのか予測が困難であり、火山砂防設備等の整備途中において噴火が発生すると地域住民の生命・財産に多大な影響を与えるとともに重要交通網にも波及する可能性があることから東北日本の経済活動へも多大な影響を与える。

そこで、これらの保全対象への被害や影響を可能な限り軽減するため、緊急時の調査、緊急ハード対策、緊急ソフト対策ならびにこれらを実行するための平常時からの準備事項を検討した「那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定した。

今後、那須岳が噴火した際には、本計画書を踏まえた緊急減災対策を実施することにより、噴火に伴う土砂災害を軽減・防止することが期待される。

*：詳細は表2.1(計画編 計-9)に示す。

計画の策定にあたり以下の事項を前提とする。

- ・ 住民の安全確保と安心のための避難支援、情報提供を行う。
- ・ 制約条件や砂防事業の限界の範囲内で、最大限減災をはかる。
- ・ 火山活動状況の推移に応じて臨機応変に対応する。
- ・ 平常時からの準備が重要であり、情報共有や体制の整備についても取り組む。
- ・ 適宜、状況変化に応じて計画を見直す。

なお、火山地域には豊富な観光資源があり火山噴火時の風評被害による地域経済への影響を防止するため、火山噴火緊急減災対策砂防計画による緊急対策の情報発信には十分に留意する。